

## 【訪問介護相当型サービス Q & A】

### Q 1 訪問介護相当型サービスは、加算について変更はあるか？

A 変更の予定はありません。

### Q 2 「週 1 回」の区分の利用者は、1 週に 2 回利用することはできないのか？

**※回答の内容を変更しました。**

A 利用が必要と判断された場合には、同一週に複数回利用することが可能です。  
なお、週 1 回 4 5 分未満の利用者の場合、その月の全利用回数が 4 回までであれば、単価の請求となり、4 回を超えた場合は、月額での請求となります。

### Q 3 1 日に複数回の利用は可能なのか。その場合、算定はどうなるのか？

A 介護予防ケアマネジメントの結果、1日に複数回の利用が必要と判断された場合は利用可能です。  
また、算定については、1日に利用したサービスの回数分が算定の対象となります。

### Q 4 訪問介護相当型サービスのサービス内容はどのようなものか？

A 現行の介護予防訪問介護のサービス内容と変わりません。

**Q 5 訪問介護相当型サービスでは、通院等乗降介助はできるのか？**

A 現行の介護予防訪問介護と同様に、通院等乗降介助は訪問介護相当型サービスには含まれません。

**Q 6 同月内で複数の訪問介護相当型サービス事業所を利用できるか？**

A 複数の事業所を利用できますが、利用者の給付上限を超えない範囲で給付管理する必要があります。

**Q 7 これまで要支援認定を受け介護予防訪問介護を利用していた利用者が事業対象者（※）に移行して、訪問介護相当型サービスを利用することになった。このような利用者に対して、これまで介護予防訪問介護を提供してきた事業所が、引き続き訪問介護相当型サービスを提供する場合、新たに初回加算を算定することは可能か？**

A この場合、新たに初回加算を算定することはできません。

総合事業の訪問介護相当型サービスにおいて、初回加算を算定できるのは、次の場合となります。

- (1) 利用者が過去 2 ヶ月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
- (2) 要介護者が、要支援認定を受けた場合

※ 平成29年4月以降に、要支援認定の更新を迎えた方で、札幌市が定める基本チェックリストにより要支援者に相当する状態と確認された方